

るものと確信いたす次第であります。

以上の見地から、私は本法案に対し賛成をするものであります。(拍手)

○神田委員長 次は多賀谷眞樹君。

○多賀谷委員 私は日本社会党を代表し、小笠原君より提出されました修正案に反対し、さらにその修正部分を除く原案にも反対したいと考えておるのであります。

不況、恐慌は資本主義の生んだ産物であり、災害であります。恐慌は資本の破壊であります。また一方恐慌は労働者、中小企業者の犠牲において資本の休息でもあるのであります。恐慌から恐慌へは資本の生命の大きな循環であり、かくして資本主義は発達して参りました。繊維もその例に漏れなかつたのであります。いな、繊維こそは、その周期的に襲つてくるこの過剰生産恐慌の波に常にはなるとされて参りました。日本の紡績はわずかに七十年の歴史の間、その綿糸生産高においても、また綿布の輸出高においても、世界に冠たる実績を示し、わが国産業の大宗として日本経済発展の主導的役割を演じたのであります。しかしこの間の目ざましい発展の歴史には、周期的に襲つて参ります恐慌の波に対して常に操短をもつてこれを切り抜けて、恐慌、操短、繁栄の連続であったのであります。紡績の歴史は操短の歴史であったといわれているのであります。明治二十三年、一八九〇年の世界恐慌の際初めての操短を行つて以来、戦前十一回、戦後二回の操短を経験いたしました。それはあたかも動物が冬ごもりをして春の活動の時期を待つごとく、好況に乗じては活躍し、不況を迎へては操短し、操短の間整理と準備

を行ひ、操短の期間を経過するころにはたくみに需給の調節が行われ、増産の計画となり、また飛躍する、増産完了の際にはまた生産過剰となり操短をします、この繰り返して参つたのであります。しこうして操短は共同操短というカルテル行為を生み、トラストと発展していったのであります。不況のうちに独占と集中が進み、独占資本強化の体制が確立してきたのであります。一方その操短の被害は一般消費者の倒産となつて現われ、さらに労働者の低賃金と労働強化、解雇に拍車をかけ参りました。

私は本法案をもつてこの紡績の宿命たる操短の歴史を繰り返さないための計画経済への転換と理解すべきものであるか、はたまた本法案そのものが強制操短の一種であり、独占資本のカルテル行為を、法律の名をかりて行なつていられるものと理解すべきであるか。遺憾ながら繊維製品の正常な輸出の発展に寄与するといふ副次的目的のみを主目的のごとく掲げられた政府のごまかし説明では、とうてい理解することはできないのでございます。(拍手)しかしながら、独占禁止法の不況カルテルの許可条件に満たない現況カルテルの操短カルテル行為が認められない点、並びに臨時立法法の形式をとつてい

る点より考慮いたしましたことを推察いたしますと、後者の色彩がまことに強いことを遺憾に感ずるのでございませぬ。以下私は次の諸点において本法案に賛成することのできない旨を明らかにいたしたいと思ひます。

第一は、本法案は織布部門すなわち中小企業からなる機屋を救済するもの

であるが政府は答弁をしておられますが、果してそうでありませうか。中小機屋の苦境は、糸高製品安という言葉が端的に表わしておられるのであります。中小機屋は何ゆゑ糸高の糸を買ひ、安くしか織物が売られないのでございませうか、これらの機屋は工賃さえ満足に払えない赤字生産を続けておる。さらに機屋は通常三十日の手形を糸を買い、四十五日ないし六十日間の手形で織物を売つておる、こゝろの現状である。全く自動車操業であります。機屋がこのような苦境に追い込まれた原因はどのような点にあるのでございませうか。政府は綿糸の生産に対して織機が多過ぎると説明をしておる。なるほど原糸供給部門に対して織布段階は生産技術が比較的簡易であり設備も簡単でありましたために、無計画に増設し供給部門より過剰になりやすうことは私に否定いたしません。その論拠に基いて昭和二十九年十一月中小企業安定法二十九条を発動して設備制限命令を出されたが、その結果は、糸高製品安が解消され、機屋の不況は解消されたのでございませうか。私は機屋の不況の最大なる原因は別の点にあると思つております。紡績大資本の力による機屋の支配機構を見ればはならないと思つております。紡績は中小機屋に対する支配を三つの形式で行なつております。

第一は、十大紡は強力なる自家織布部門を持つて織物までの一貫生産を行ひ、中小機屋の強力な競争者となつて今や市場に現われてきております。織物の生産高中紡績兼管は大体全体の三割強を占めており、紡績は兼管織物の操業確保のために優先的に原糸を回し、製品市場を押えておるのが現状であります。

第二には、十大紡は有力な機屋を買取り工場として下請に出しておるといふ事実であります。まず下請の工賃をたつき、大量生産に適しない特殊の織布についてはこれを委託加工に出す、さらに市況の変化に応じて下請を適宜調節して危険の分散をはかる、そうしてその下請に危険を負担せしめる、こゝろいやり方をしております。機屋の下請生産は全生産量の五割にも達しておるのであります。

さらに第三は、紡績会社は糸の販売価格をつり上げ、出荷操作を行うに非常有利な条件を持つておるといふ点であります。公正取引委員会の調査によれば、昭和二十九年紡績が販売いたしました綿糸のうち二五％は自家織布用とし、一九％は賃織り用と固定し、自由に販売した糸はわずか五四％にすぎなかつたのであります。昭和二十九年は綿製品全体は過剰でありましたけれども、綿糸市場は常に供給不足という現象が続いておつたのであります。紡績は出荷量を思うように操作し、自分の思う価格で糸を売りつけておる、こゝろいような状態でございます。

政府は、本法案が過剰設備処理の補助金と主張されておりますが、私は前述のとおり紡績の資本力による支配の前に、さらに原糸供給部門の設備制限と相俟つて、織機の処分はますます織物業の規模というものを縮小し、さらに中小企業の整理への方向に進むという危険を包蔵しておると思つております。

さらに第二点は、供給部門設備制限による販売価格のつり上げであります。設備制限を行うときは独占価格が形成せられ、現在においても綿糸は在庫少

く値上りを見、操短は中止せられんとし

ておる今日において、さらに百二十万

程度設備が処理されるときは、値上りを見ることは必至であり、さらに三品市場における恩恵的な作用はそれを一そり拍車をかけ、高騰への方向にたどることは明らかである。

さらに私は近時における繊維輸出の伸び悩みの背景を考えてみたいと思ひます。戦後における世界の繊維産業構造の変動がそこに伏在しておると思ひます。すなわち、一つには後進国における綿業の勃興であります。かつての綿花生産国、綿製品輸入国が自立態勢を整え、インドのごときは輸出産業への性格を確立してきたといふことである。

第二は、化学繊維の異常なる発達であります。さらに米国の日本繊維の輸入制限等の問題が起り、ここに綿製品の需要の限界を考えた紡績資本家製品市場の拡大をほとんどあきらめて、むしろ設備を制限することを主張して参りました。これはすなわち狭められた市場において利潤を獲得し、そして支出を少くし、販売価格を上げてい

こうという考え方でありませぬ。これは低賃金となつて現われ、価格の高騰になつて現われることは必至でありませぬ。これに対して政府は何らの対策を持つておらぬといふことは、はなはだ深く遺憾に考へる点であります。なるほど繊維は現在繊維業者から見れば安いかもしれませぬけれども、一般家庭から見ますとまだ衣料は決して安くはない、高い現況にあると考へるのであります。

さらに私は第三の点において、本法案は独占化がますます強化をされるであらうといふことを指摘いたしたい。

十大紡と新紡と新々紡その他の中小紡

との関係を述べてみますと、十大紡と中小紡との対立は非常な激化の一路をたどっており、労働の生産性を見ても、綿紡一コリ当りの労働時間を比較しますならば、十大紡が五十一・八時間、中小紡は七十五・五時間もかかってゐる。一万錠当り十大紡が百二十一・九人を要するのに対して中小紡は百五十・四人を使つてゐるのであります。これらの労働効率の差はなるほど設備の不備にもよるでしょう。熟練度の低位にも基因すると思つて、私も原綿の入手にあると思つて、原綿輸入の割当は、当初十大紡の設備が多かつた時分は設備に対して行われ、中小紡の設備がかなり入つてきたころになりますと、輸出入リソックス原綿割当制を実施してきたのである。そうして十大紡は優良な均一な品質の原綿を入手し、中小紡は質の悪いものに均一でない原綿しか入手できなかつた。ここに私は、生産工程における糸切れが多く、生産を非常に阻害しておると思つて、もろもろ輸出振興に對して対策があるとともに、さらに中小紡が常に操短破りをしておるのを何とか防ぐために、今まで自由であつたポンド地域からの棉花輸入を抑制してそれを割当制にした、こういう点にもあると考へますけれども、私はこの点において、やはり十大紡の原綿入手が常に有利な立場にあつたといふことは否定できないのであります。結局これらの政策は、中小紡を圧迫し、その圧迫はさらに労働者の犠牲に転嫁されて参りました。労働者の低賃金と労働強化の上に操業が続けられたのであります。近江絹糸の争議は、中小

紡の労働の実態を露呈したものでありますけれども、私はさらに十大紡が原綿の割当において有利な地位を占めておるだけであつて、次のようなシステムによつて私はさらにさらに強大な独占化の方向をたどつておるといふことを指摘したい。すなわち染色加工工場、縫製工場にまで手を伸ばし、これを系列化し、自家商標のワイシャツ、ブラウス、作業服まで、いわゆる二次製品市場まで手を伸ばして参つたのであります。すなわち紡績がアメリカのサンフォライズ加工特許を買つて材料を輸入したのがその手始めである。さらには縫製業者の製品を市場から駆逐して、二次製品の市場の独占化をはかりつつあるのであります。さらに、本法案が十大紡を独占せしめる大きな役割を演じておるは、高効率の機械を本法からはずしておるといふ点であります。すなわち高価な高効率の機械の輸入運搬によつて、ますます繊維市場を最終製品まで十大紡は独占化する傾向をたどつておるは、はなはだ遺憾だと考へます。さらに第四点といたしまして、本法案は関連産業を倒産させ、並びに労働者の失業分野への投入に對して何ら対策を考へていないといふ点でございませう。関連産業なかつく繊維機械メーカーは、その一、二を除きましてはほとんど中小企業であります。そうして機械産業の性格からいって、大部分がまたその下請であります。さらにまた繊維機械産業の発生過程からいまして、ほとんどが紡績会社に隷屬しておるといふ關係にあり對等の地位になお、こういう点があるのでございませう。

す。本法律の規制によつて、私は紡糸あるいは織機の生産においてはほとんど増設は考へられない、こういうふうな考へがあるのであります。そこでこれらに對して政府は何らかの処置を講ずべきである。しかるに本法案にはこれが十分には考へられていない、かように考へるのであります。国内の注文が皆無となつたかという現象を呈してきておることは今までの例にも十分あるわけでありませう。私たちが今この織維機械の輸出をしようとする場合には、相當の買いたたかれを予想しなければならぬと思つておるべきであります。これらに對する法的救済の処置が何ら考慮されてない。さらに労働者の首切りの問題であります。日本の経済の政策において、今最も重大なことは人の経済でありませう。今や日本経済は物の経済から人の経済へと移つておる。雇用の問題をどうするかといふことが、今日日本経済の最大の課題であります。こういうような不況の時期に、しかも昨年から本年にかけては、昨年の三月は八十四万でありました完全失業者が今や百六万になつておる。こういうふうな上昇の一路をたどつておるときに、さらに首切りを増大するような法案を出すことは為政者として慎まなければならぬと私は思ひます。しかもその労働者の失業に對して何ら対策がないといふことは遺憾であります。その失業の発生して参ります状態を見ると、これは地域的、集团的に現われてくるのであります。そこでその所在の町村の財政は全く逼迫して参ります。こういう点に

も何らの考慮が払われていないのであります。さらにその設備の更新の問題でございませう、先ほど小笠公昭君より出されました修正案には、若干その規定を見ることができませうけれども、私はこの点についてもやはり明確なる規定の挿入が必要ではないかと考へます。すなわち更新の処置に對しまして何ら十分な対策がなされてない。現在日本の機械の中で綿スフ織機にいたしまして二十年以上たつておるものが約二五%もございませう。人絹製造業におきましては十五年以上たつております半木製機械が三〇%を越えるといふ状態でございます。でありますからこれらの処置も十分考へてなされるべきはずであるに、こういうことを全然考へずして織維のみを考へて出されたといふことは非常に遺憾でございます。さらに私は第五点といたしまして次の点を指摘したいのであります。それは本法案は輸出の正常化に寄与するためであるといふことと、さいまはソシヤル・ダンピングの非難を受け、あるいはガットの三十五條の援用を受け、あるいはまた現在アメリカにおいて行われておるような輸入禁止の処置がとられるといふのは、私はむしろ過剰設備から来ておるのではなくて日本の低賃金から来ておると思つておる。この低賃金の問題は今さら申し上げるまでもございませうけれども、なるほど十大紡におきましては若干賃金もよいかと思ひますけれども、しかしながら、さらに織布面あるいは中小紡、あるいは家内工業といふような点に及びますと、日本の紡績あるいは織布に携はるところの人々は非

常に安い賃金で働いておるのであります。そういう点を解決しなければ、依然として日本はソシヤル・ダンピングの非難を受けることは免れ得ない、かように考へるのであります。これに對する総合的な対策が欠けておるといふ点を指摘したい。さらに第六点といたしまして、織維の輸出に對する対策、あるいは将来酢酸纖維、合成纖維等、化学纖維が伸びて参りますが、これに對する十分な育成の措置、総合的施策が欠けておるといふことはなほ遺憾に考へるのであります。最後に私は、織維安定政策そのものの必要は認めますけれども、本法案は総合対策に欠けておる、関連産業、労働者を全然顧みない、縮小された市場の規模においてはますます独占化を強化し、カルテルによる販売価格のつり上げは結局中小企業や消費者に恐慌の負担を転嫁するものであり、カルテルと同時に個々の資本内部におきましては合理化が進み、労働者の犠牲に對して利潤追求が確保されるという法案の形態に、立法者の意思がどうありまして、行かざるを得ない状態にあるといふことを申し上げておきたいと思つておる。以上をもちまして、小笠公昭君よりなる修正案に反對し、修正部分を除く原案に反對の意を表するものであります。(拍手)

○神田委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○神田委員長 起立多数。よって本修正案は可決せられました。
次に、修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長 起立多数。よって本案は小笠公昭君提出の修正案の通り、修正議決すべきものと決しました。

この際、小笠公昭君より本案に対し附帯決議を付したいとの提案がなされっております。発言を許します。小笠公昭君。

○小笠委員 ただいま修正議決になりました繊維工業設備臨時措置法案に對しまして、附帯決議の動議を提出したいと思っております。

附帯決議

政府は、本法案の施行に当り、関係繊維機械業者に及ぼす影響を除去するため、左の措置を中心として必要な措置を強力に実施せられたい。

(一) 繊維機械の更新計画を毎年樹立し、これを強力に実施すること。

(二) 繊維機械の耐用年数を短縮し、その近代化を促進すること。

(三) 繊維機械設備の更新促進のため必要な予算的措置を採ると共に、所要資金の確保に努めること。

(四) 繊維機械の輸出の増大を図るため、積極的な措置を講ずること。

以上であります。
本附帯決議の提出理由を簡単に申し

上げます。先ほど修正案提出の理由のときに申し上げましたように、日本の中小企業の構造を見ますときに、相互依存の関係に立つ分野が強いのであります。従いまして、その一部に必要な措置をとりますれば、他の部分に影響があることは当然でございます。しかして、このことは日本の中小企業対策がいかに困難であるかを裏書きするものだと私は考えるのであります。従来の中企業対策が、各種各様の中小企業の共通の点あるいは一般的問題の解決並びにその促進にのみ従事して参ったゆえにも、またここにあると私は考えるのであります。こういうふうな見地から見ますときに、本法案は繊維関係の中企業にとりましては、画期的なる政策の方向を示しておるものと私は考えるのであります。また同時に、それだけに、先ほど申し上げましたように、関連事業に及ぼす影響も大きいものがあるのであります。日本の産業を、調和をとりつつ安定せしめる意味におきまして、かつ日本の中小企業問題の解決を強く進めるといふ見地から見ますときに、両者の調和を十分にはかつて参らなければならぬ、こういうふうな考え方のもとに、当面問題になりました繊維機械工業の問題に、十分なる配慮を加えていただきたい、こういう趣旨で、以上列記いたしました。また、特に出発点にいたしましたこと、この四

点に限ることはございせん。これらの重要な事項を中心として、調和対策を強く進めていただきたい、こういう趣旨であります。特に先ほど多賀谷眞稔君から、世界の繊維産業構造の变化

のお話があったようではありますが、すでに申しあげてあります。この意味から考えますときに、日本の繊維産業の前途を見ますときに、本法案の施行といふなどにかかわらず、繊維機械の産業といたしましては、当然に後進諸国への輸出産業として成り立っていくべき使命と運命を持つものと私は考えるのであります。この意味におきまして、第四項に掲げておられますいわゆる産業の性格切りかえのために、犠牲に對する応急措置のほかに、性格切りかえのために政府において特段の御努力をお願いしたい。特にこの点をお願い申し上げます。私の本附帯決議の提案の理由といたします。

○神田委員長 ただいまの小笠公昭君提出にかかる附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長 起立多数。よって本案には小笠公昭君提案の通り附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に対し、通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。石橋通商産業大臣。

○石橋國務大臣 繊維工業設備臨時措置法案につきましては、長いこと御審議をいただきまして、おかげさまで本日委員会でも可決されましたことを御礼を申し上げます。

同時にこの繊維機械についての附帯決議は、先般来私どもからも申し上げておりますように、この趣旨で政府も十分やるつもりでありましたところでありまして、なお衆議院からかような附帯決議をつけられましたことは、わ

れわれとして仕事のやりやすくなることはありがとうございます。残念ながら社会党の諸君から御賛成が得られませんでした。趣意については必ずしも賛成でなかつたように承りました。その間に、反対ではありましたが、諸君から述べられました御意見は十分にこの中にくみ入れられておるものと政府としても承りました。ありがとうございます。

○神田委員長 お諮りいたします。本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 この際お諮りいたします。機械工業振興臨時措置法案並びに日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案審査のため参考人の出頭を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なおそれぞれの参考人の選定並びに意見聴取の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれでとどめます。次会は明二十三日午前十時より開会することにし、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

〔参照〕
繊維工業設備臨時措置法案（内閣提出）に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月二十九日印刷

昭和三十一年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局